

平成28年（行タ）第61号 保証金没取の申立事件

決 定

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

|             |               |
|-------------|---------------|
| 申 立 人       | 公 正 取 引 委 員 会 |
| 代 表 者 委 員 長 | 杉 本 和 行       |
| 指 定 代 理 人   | 塚 田 益 徳       |
| 同           | 福 井 香 奈       |
| 同           | 橋 本 桃 彦       |
| 同           | 小 畑 紳 一 郎     |

東京都港区芝浦3丁目4番1号グランパークタワー

|          |               |
|----------|---------------|
| 相 手 方    | 日本エア・リキード株式会社 |
| 代表者代表取締役 | 矢 原 史 朗       |

主 文

申立人が平成23年5月26日にした排除措置命令（平成23年（措）第3号）につき、相手方がその執行を免れるために供託した保証金200万円の全部を没取する。

理 由

- 1 申立の趣旨及び理由は、別紙「保証金没取の申立書」（写し）記載のとおりである。なお、当裁判所の求意見に対し、相手方は意見を述べなかった。
- 2 一件記録によれば、次の事実が認められる。
  - (1) 申立人は、平成23年5月26日、相手方ほか3社（相手方と同様に産業ガスの製造販売業を営む者）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの。以下「独占禁止法」という。）7条2項に基づき排除措置命令（平成23年（措）第3号。以下「本

件排除措置命令」という。)をし、同命令書の謄本は、翌27日に相手方に送達された。本件排除措置命令は、相手方ほか3社が、遅くとも平成20年1月23日までに、特定エアセパレートガス（空気から製造される酸素、窒素及びアルゴンのうち、タンクローリーによる輸送によって供給するもの。ただし、医療に用いられるものとして販売するものを除く。）の販売価格について、同年4月1日出荷分から、現行価格より10パーセントを目安に引き上げる旨の合意（以下「本件合意」という。なお、申立人が立入検査を行った平成22年1月19日以降、本件合意は事実上消滅した。）をしたとの事実を認定し、これが独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法3条に違反する行為であるとした。

(2) 相手方は、平成23年7月25日、申立人に対し、本件排除措置命令の全部取消しを求めて審判請求（以下「本件審判請求」という。）を行うとともに、同年8月3日、当庁に対し、同法70条の6第1項に基づき、本件排除措置命令の執行免除の申立て（当庁平成23年（行タ）第147号）をした。相手方は、本件審判請求において、本件合意の事実がない旨を主張した（なお、相手方を除く3社は審判請求を行わず、本件措置命令のうち上記3社に対する部分は確定した。）。当庁は、同年9月16日、保証金として200万円を供託することによって本件排除措置命令確定まで執行を免除する旨決定し、相手方は、同月22日、東京法務局に200万円を供託（平成23年度金第46950号。以下「本件保証金」という。）した。

(3) 申立人は、平成27年9月30日、本件審判請求を棄却する審決（平成23年（判）第79号）をし、相手方は、これを不

服として、当庁に対し、同年10月30日、審決取消訴訟（当庁平成27年（行ケ）第50号）を提起した。当庁は、平成28年3月11日の第1回口頭弁論期日で弁論を終結し、同年5月25日、「本件審決が認定した各事実によれば、遅くとも平成20年1月23日までに本件合意が成立したことは、優に認められる」旨判示して、相手方の請求を棄却する判決を言い渡した。同年6月9日、上訴期間の経過により上記判決が確定したことにより、本件排除措置命令が確定した。

(4) そこで、申立人が、独占禁止法70条の7第1項に基づき、本件保証金の全部の没取を申し立てたのが本件である。

3 排除措置命令の執行免除と排除措置命令確定による保証金没取の制度は、違反行為の速やかな排除という公益上の要請と排除措置命令の執行による回復困難な損害の回避という名宛人の利益保護の要請との調和を図るとともに、安易な執行免除の申立てを抑制することを目的とするものと解されるところ、本件審判請求における相手方の主張内容、本件排除措置命令後その確定までに経過した期間、本件保証金の額等の諸般の事情を総合すると、本件については、本件保証金の全部を没取するのが相当である。

4 よって、主文のとおり決定する。

平成29年5月18日

東京高等裁判所第3特別部

裁判長裁判官                      野                      山                      宏

裁判官                      宮                      坂                      昌                      利

裁判官 吉 田 彩

裁判官 角 井 俊 文

裁判官 大 塚 博 喜

(別紙)



正本

保証金没取の申立書

平成28年7月11日

東京高等裁判所第3特別部 御中

〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

申立人 公正取引委員会  
同代表者委員長 杉本和行

送達場所 〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 小畑宛て

(FAX 03-3581-5416)

(電話 03-3581-3381)

申立人指定代理人 塚田益徳  
福井香奈  
橋本桃彦  
小畑紳一郎

〒108-8509

東京都港区芝浦三丁目4番1号グランパークタワー

相手方 日本エフ・リキード株式会社  
同代表者代表取締役 矢原史朗

保証金没取申立事件

貼用印紙額 1,000円

|      |      |   |
|------|------|---|
| 貼付印紙 | 1000 | 円 |
| 郵便切手 | 2400 | 円 |
| 印    |      |   |



## 申立ての趣旨

申立人が平成23年5月26日に行った排除措置命令（平成23年（措）第3号）につき、相手方がその執行を免れるために保証金として供託した金200万円の全部を没取するとの決定を求める。

## 理 由

1 申立人が平成23年5月26日に行った排除措置命令（平成23年（措）第3号事件。以下「本件排除措置命令」という。）について、相手方が、同年7月25日、申立人に対し、平成25年法律第100号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）49条6項の規定に基づき審判請求を行うとともに、同年8月3日、東京高等裁判所に対して、同法70条の6第1項の規定に基づき本件排除措置命令の執行を免れるため同命令の執行免除の申立てを行った。東京高等裁判所は、平成23年9月16日に保証金として金200万円を供託することにより本件排除措置命令確定まで執行を免除する旨の決定（平成23年（行タ）第147号）をし、相手方は同月22日に東京法務局に保証金として金200万円を供託（平成23年度金第46950号）した。

一方、申立人が相手方に対し平成23年10月5日に審判開始通知書を送付したことにより、審判手続が開始されたところ（平成23年（判）第79号）、申立人は平成27年9月30日に相手方の審判請求を棄却する審決を行った。

これを受けて、相手方が平成27年10月30日に東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起したところ（平成27年（行ケ）第50号）、平成28年5月25日、東京高等裁判所は、相手方の審決取消請求を棄却する判決を言い渡した。そして、平成28年6月9日、上訴期間の経過をもって上記判決が確定したことにより、本件排除措置命令は確定した。

したがって、申立人は、平成25年法律第100号附則2条のなお従前の例によることとする規定により、独占禁止法70条の7第1項の規定に基づき保証金

の没取を申し立てるものである。

- 2 (1) 本件排除措置命令の対象とされた行為は、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法3条の規定に違反する行為であるところ、本件排除措置命令は、同法49条2項に規定されているとおり、排除措置命令書の謄本が名宛人に送達されたときにその効力を生じ、確定前においてもその執行力を有するものであり、その効力は同法97条の規定に基づく排除措置命令違反に対する過料により担保されている。これは、排除措置命令の命ずる名宛人の違反行為を排除する措置はその性質上迅速に実現されるべきであるとの公益上の要請があるからである。他方において、排除措置命令は審判及び審決取消訴訟の結果、取り消されることがあり、この場合には、長期間経過後に取り消されても、既に排除措置命令の効力に拘束されてきた名宛人にとって原状を回復することが極めて困難であるか又は不可能であることが予想されることから、これらを調整するため独占禁止法70条の6第1項の規定によって供託による排除措置命令の執行免除制度が設けられ、同法70条の7第1項の規定によって排除措置命令が確定した場合における保証金の没取の制度が設けられているのである。

この点、排除措置命令については、迅速に執行するという公益上の要請があることからすれば、審判請求に理由がなかった場合にまで無条件にその執行の免除を得させることは望ましくないため、排除措置命令が確定した場合には、その確定した内容に応じて、保証金の全部又は一部を没取することができることとして、安易な執行免除の申立てを抑制しているものと解され、保証金の没取制度のこのような趣旨については、東京高等裁判所昭和50年12月22日決定（公正取引委員会審決集22巻315ページ）以降、多くの決定で同趣旨の内容が判示されているところである。

- (2) すなわち、審判及び審決取消訴訟において、名宛人の主張が全て容れられず排除措置命令が確定するに至った場合、審決及びそれに引き続く審決取消訴訟の判決により、当該名宛人の審判請求に本来理由がなかったことが明らかになったのであるから、排除措置命令の執行が免除されていた間、名宛人は実質的

な根拠なく排除措置命令の執行を免除されるという利益を享受してきたこととなるところ、保証金を没取しなければ、安易な執行免除の申立てを抑制するという独占禁止法70条の7第1項の趣旨に反することとなる。また、独占禁止法70条の7第1項の趣旨からすれば、供託された保証金が没取されるのは、名宛人が執行免除の申立権を濫用し、又は審判若しくは審決取消訴訟を不当に遅延させた場合に限られるものではないことは明らかである（東京高等裁判所平成23年9月16日決定・公正取引委員会審決等データベースシステム〔株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントに対する保証金没取申立事件〕）。

(3) したがって、名宛人の主張が容れられずに排除措置命令が確定するに至った場合には、特段の事情がない限り、保証金の全部を没取することが制度の目的に合致する。

3 本件の場合、審判における相手方の主張はいずれも認められず、結果として相手方は理由のない審判請求をするとともに、排除措置命令の執行免除の申立てをすることによって、本件排除措置命令の執行免除を得、本来速やかになされるべき本件排除措置命令の迅速な執行を免れたのであり、また、本件について保証金の全部又は一部について返還を認めるべき特段の事情も見当たらないのであるから、その全部を没取すべきである。

以 上

#### 付 属 書 類

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1 保証金没取の申立書副本 | 1 通 |
| 2 指定書         | 1 通 |
| 3 履歴事項全部証明書   | 1 通 |